

経 営 戦 略

鳥 取 県 八 頭 郡 智 頭 町
智頭町介護サービス事業特別会計

1. 経営の基本方針

介護サービス事業特別会計では、特別養護老人ホーム智頭町立智頭心和苑及び、智頭デイサービスを運営している。

特別養護老人ホーム智頭町立智頭心和苑及び、智頭デイサービスは、平成21年度から指定管理者制度を導入して経営の健全化を図っており、指定管理者は地域の実状に精通していることから、地域福祉の向上に大きく寄与している。

また、利用料金制を導入し、社会福祉法人のノウハウを活かした公共サービスの向上とコストの削減を行っている。

今後も当該施設の経営健全化等に取り組み、住民生活に密着したサービスの提供を将来にわたり安定的に継続するため、中長期的な視点に立って運営を行う。

2. 計画期間

令和2年度から令和11年度まで10年間。

毎年度の指定管理実績報告書により検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

3. 投資・財政計画

(別紙)

4. 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

法令に定められた人員体制により運営にあたる。

また、給与については社会福祉法人の給与規程による。

(2) 広域化に関する事項

なし

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

指定管理者である社会福祉法人のノウハウを積極的に導入し、一層のサービス向上に努める。

(4) その他経営基盤の強化に関する事項

利用者のニーズに合わせたサービスを構築し、適切なサービス提供がなされるよう指定管理者に指導するとともに、医療・介護・福祉の連携を進め、地域包括ケアシステムの構築に努める。

(5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

運営上の資金不足は生じない見通しである。

(6) 資金管理・調達に関する事項

指定管理者が民間資金を調達するものであるが、必要に応じて資金管理の効率化・健全化を図れるよう指導する。

(7) 情報公開に関する事項

町及び指定管理者の広報誌やホームページなどを通じて積極的に情報を公開する取り組みを進める。

(8) その他重点事項

住民が安心して暮らすことができるよう介護サービスの充実を図るとともに、医療・介護・福祉の連携を進め、地域包括ケアシステムの構築に努める。

また、高齢者等の日常生活に欠くことができない重要なサービスを提供していることから、危機管理、情報管理等のリスク管理のための体制を整備し、特に事故や災害等の緊急事態が発生した場合に、的確に対応できる体制を整備する。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

高齢者の人口が増加する中、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、介護保険サービスを提供する施設は不可欠である。

(2) 公営企業として実施する必要性に関する事項

本町は中核市から30キロ以上離れた中山間地に位置し、民間参入が進まないことから町で公営介護サービス施設を設置、運営してきたところである。

それに加えて過疎化の進行等が進み、今後も民間参入が見込めないことから、公営企業として運営していく必要がある。